

普通肥料の登録有効期間の延長
について
【業者向けマニュアル】

(※未定稿)

平成28年12月15日時点版

農林水産省消費・安全局
農産安全管理課

一部の普通肥料の登録の有効期間の延長

(規則第7条の6、昭和61年2月22日農林水産省告示第284号及び平成13年5月10日農林水産省告示第643号(以下「第643号告示」という。)の一部改正)

普通肥料の登録の有効期間は、原則として3年とされているが、農林水産省令で定める肥料については、有効期間は6年とされている(法第12条第1項)。これは、肥料の種類によっては、原料及び生産方法がほぼ固定化し、かつ、原料等からみて、安全性等について新たな知見が生ずるおそれも少ないものがあることから、このような肥料については有効期間を長期とすることが適当であるためである。

今般、次に掲げる肥料について、原料及び生産方法がほぼ固定化し、かつ、原料等からみて、安全性等について新たな知見が生ずるおそれも少ないものと認められたことから、これらの肥料の登録の有効期間を6年とする。

① 被覆窒素肥料のうち、次に掲げる被覆窒素肥料

登録の有効期間が6年である窒素質肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆した被覆窒素肥料

② 混合窒素肥料のうち、次に掲げる混合窒素肥料

登録の有効期間が6年である窒素質肥料に、登録の有効期間が6年である窒素質肥料、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合した混合窒素肥料

③ 被覆りん酸肥料のうち、次に掲げる被覆りん酸肥料

登録の有効期間が6年であるりん酸質肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆した被覆りん酸肥料

④ 加工りん酸肥料のうち、次に掲げる加工りん酸肥料

登録の有効期間が6年であるりん酸質肥料又は熔成微量要素複合肥料、りん酸含有物(りん鉱石又はこれに化学的操作を加えたものに限る。)、塩基性のカルシウム、マグネシウム若しくはマンガン含有物、鉱さい若しくはほう酸塩に硫酸、りん酸又は塩酸を加えた

加工りん酸肥料

⑤ 混合りん酸肥料のうち、次に掲げる混合りん酸肥料

登録の有効期間が6年であるりん酸質肥料に登録の有効期間が6年であるりん酸質肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合した混合りん酸肥料

⑥ 混合有機質肥料のうち、次に掲げる混合有機質肥料

(1) 登録の有効期間が6年である有機質肥料に登録の有効期間が6年である有機質肥料又は米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、よもぎかす若しくは動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）を混合したもの

(2) (1)の混合有機質肥料の原料となる肥料に血液又は豆腐かすを混合し、乾燥したもの

⑦ 化成肥料のうち、次に掲げる化成肥料

(1) 登録の有効期間が6年である窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料（シリカゲル肥料に限る。）、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料に米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ふん肥料、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）又は動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰又は牛の排せつ物と鶏ふんとの混合物の燃焼灰に限る。）のいずれか一以上を配合し、造粒又は成形した化成肥料

(2) (1)の化成肥料又はその原料となる肥料若しくはその原料となる肥料を配合したものに、現行の第643号告示第3項第2号若しくは第3号に掲げる化成肥料、その化成肥料を配合したものの又は同項第4号に掲げる化成肥料を配合し、造粒又は成形したもの

このほか、現行の第643号告示第3項第1号の原料として、登録の有効期間が6年であるけい酸質肥料（シリカゲル肥料に限る。）

を加える。

⑧ 成形複合肥料のうち、次に掲げる成形複合肥料

登録の有効期間が6年である窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、複合肥料、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料に木質泥炭、紙パルプ廃繊維、草炭質腐植、流紋岩質凝灰岩粉末又はベントナイトのいずれかを混合し、造粒又は成形した成形複合肥料

⑨ 被覆複合肥料のうち、次に掲げる被覆複合肥料

登録の有効期間が6年である化成肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆した被覆複合肥料

⑩ 配合肥料のうち、次に掲げる配合肥料

登録の有効期間が6年である窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料（シリカゲル肥料に限る。）、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料に米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ふん肥料、グアノ（りん酸のく溶率50%以上のもので造粒又は成形しないものに限る。）、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）又は動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰又は牛の排せつ物と鶏ふんとの混合物の燃焼灰に限る。）のいずれか一以上を配合した配合肥料

このほか、現行の第643号告示第4項第1号の原料として、登録の有効期間が6年であるけい酸質肥料（シリカゲル肥料に限る。）を加える。

施行時期

平成28年12月19日に公布され、平成29年1月18日から施行されます。

Q & A

一部の普通肥料の登録の有効期間の延長

【有効期間の延長の考え方】

Q 2 - 1 被覆窒素肥料について、有効期間が6年に延長されるものはどのようなものですか。

(答)

有効期間が6年の窒素質肥料（※今回の改正により有効期間が延長されるものを含む）を被覆したものについては、有効期間が6年に延長されます。

なお、有効期間が3年の原料を被覆したものについては、引き続き有効期間は3年となります。

Q 2 - 2 混合窒素肥料について、有効期間が6年に延長されるものはどのようなものですか。

(答)

混合される全ての原料（窒素質肥料、苦土肥料など）の有効期間が6年（※今回の改正により有効期間が延長されるものを含む）のものについては、有効期間が6年に延長されます。

なお、原料のうち1つでも、有効期間が3年の原料があるものについては、引き続き有効期間は3年となります。

Q 2 - 3 被覆りん酸肥料について、有効期間が6年に延長されるものはどのようなものですか。

(答)

有効期間が6年のりん酸質肥料（※今回の改正により有効期間が延長されるものを含む）を被覆したものについては、有効期間が6年に延長されます。

なお、有効期間が3年の原料を被覆したものについては、引き続き有効期間は3年となります。

Q 2 - 4 加工りん酸肥料について、有効期間が6年に延長されるものはどのようなものですか。

(答)

以下の原料のみを使用したものについては、有効期間が6年に延長されます。

- ・有効期間が6年のりん酸質肥料、熔成微量元素複合肥料（※今回の改正により有効期間が延長されるものを含む）
- ・りん酸含有物（りん鉱石又はこれに化学的操作を加えたものに限る。）、塩基性のカルシウム、マグネシウム、マンガン含有物、鋳さい、ほう酸塩

なお、原料のうち1つでも、上記に該当しない原料があるものについては、引き続き有効期間は3年となります。

Q 2 - 5 混合りん酸肥料について、有効期間が6年に延長されるものはどのようなものですか。

(答)

混合される全ての原料（りん酸質肥料、石灰質肥料など）の有効期間が6年（※今回の改正により有効期間が延長されるものを含む）のものについては、有効期間が6年に延長されます。

なお、原料のうち1つでも、有効期間が3年の原料があるものについては、引き続き有効期間は3年となります。

Q2-6 混合有機質肥料について、有効期間が6年に延長されるものはどのようなものですか。

(答)

以下の原料のみを使用したものについては、有効期間が6年に延長されます。

- ・有効期間が6年の有機質肥料（※今回の改正により有効期間が延長されるものを含む）
- ・米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、よもぎかす若しくは動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）、血液、豆腐かす

なお、原料のうち1つでも、上記に該当しない原料があるものについては、引き続き有効期間は3年となります。

Q2-7 化成肥料について、有効期間が6年に延長されるものはどのようなものですか。

(答)

化成肥料のうち一部のものについては既に有効期間が6年となっておりますが、それらに加えて、有効期間が6年の原料（※今回の改正により有効期間が延長されるものを含む）と以下の原料を使用したものについても、有効期間を6年に延長します。

- ・米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ふん肥料、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）、動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰又は牛の排せつ物と鶏ふんとの混合物の燃焼灰に限る。）

Q 2 - 8 成形複合肥料について、有効期間が6年に延長されるものはどのようなものですか。

(答)

以下の原料のみを使用したものについては、有効期間が6年に延長されます。

- ・有効期間が6年の窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、複合肥料、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料（※今回の改正により有効期間が延長されるものを含む）
- ・木質泥炭、紙パルプ廃繊維、草炭質腐植、流紋岩質凝灰岩粉末又はベントナイト

なお、原料のうち1つでも、上記に該当しない原料があるものについては、引き続き有効期間は3年となります。

Q 2 - 9 被覆複合肥料について、有効期間が6年に延長されるものはどのようなものですか。

(答)

有効期間が6年の化成肥料（※今回の改正により有効期間が延長されるものを含む）を被覆したものについては、有効期間が6年に延長されます。

なお、有効期間が3年の原料を被覆したものについては、引き続き有効期間は3年となります。

Q 2-10 配合肥料について、有効期間が6年に延長されるものはどのようなものですか。

(答)

配合肥料のうち一部のものについては既に有効期間が6年となっておりますが、それらに加えて、有効期間が6年の原料（※今回の改正により有効期間が延長されるものを含む）と以下の原料を使用したものについても、有効期間を6年に延長します。

・米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ふん肥料、グアノ（りん酸のく溶率50%以上のもので造粒又は成形しないものに限る。）、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物（鶏ふんの炭化物に限る。）又は動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰又は牛の排せつ物と鶏ふんとの混合物の燃焼灰に限る。）

【手続きについて】

Q 2-11 既に登録を受けている肥料のうち、有効期間が延長される肥料に該当するものについては、手続き等を行わなくとも、有効期間は6年になり、登録の有効期限が3年間延長されますか。

(答)

既に登録を受けている肥料が、有効期間が延長される肥料に該当していた場合であっても、勝手に有効期間は6年に延長されません。有効期間の延長は、平成29年1月18日から施行・適用されますので、平成29年1月18日以降に更新申請されたものから、有効期間が6年に延長されます。

Q 2-12 登録済み肥料の有効期間が満了しますが、有効期間が6年に延長される肥料は、いつ以降に更新申請したものでか。

(答)

有効期間の延長は、平成29年1月18日から施行・適用されますので、平成29年1月18日以降に更新申請すれば、有効期間は6年となります。平成29年1月18日より前に更新申請した場合には、有効期間は3年のままとなります。

なお、更新申請は有効期間満了の30日前までに行う必要があります。30日前より後に更新申請した場合、登録は失効しますのでご注意ください。

Q 2-13 有効期間が延長される肥料の新規登録を申請するにあたって、いつ登録申請すれば、有効期間が6年になりますか。

(答)

有効期間の延長は、平成29年1月18日から施行・適用されますので、平成29年1月18日以降に登録申請すれば、有効期間は6年となります。平成29年1月18日より前に申請した場合には、有効期間は3年となり、次回（3年後）の更新の際に、有効期間が6年となります。

Q 2-14 都道府県知事の登録を受けている肥料についても扱いは同様ですか。

(答)

都道府県知事分についても、同様の扱いです。手続きについて不明な点がありましたら都道府県に確認ください。

【登録申請書、更新申請書の記載方法】

Q 2-15 有効期間の延長の適用を受けるにあたって、登録申請書、更新申請書を記載する際に注意する点や、新たに添付する書類等がありますか。

(答)

有効期間の延長の適用を受けるにあたっては、申請書上で、当該肥料が有効期間の延長の適用を受けるものに該当することが確認できるようにしていただく必要があります。

具体的な記載方法については、別添の記載例（別紙2）を確認してください。また、使用する原料の内容が確認できるような書類の添付（例：原料が肥料として登録されている場合、有効期間が明示されている登録証の写し）でも構いません。

なお、該当することが確認できない場合は、有効期間は3年となります。

Q 2-16 有効期間の延長が適用される肥料を原料（A）とした肥料（B）について、当該原料（A）が更新時期が来ていないため原料（A）の有効期間が3年のままであったとしても、肥料（B）の更新申請をすれば、肥料（B）の有効期間は6年に延長されますか。

(答)

原料（A）の有効期間を6年とみなします。よって、肥料（B）

に使用されている原料（A）以外の原料についても、有効期間が6年である場合については、肥料（B）の有効期間は6年に延長されます。

Q 2 - 17 他業者が生産する肥料を原料（C）とした肥料（D）について、今回の改正により原料（C）の有効期間が6年になるものかわからない場合、肥料（D）の有効期間はどうなりますか。

（答）

肥料（D）に使用されている原料（C）の有効期間がわからない場合、肥料（D）の有効期間は3年となります。

Q 2 - 18 有効期間の更新申請の際に、従来使用していた原料（有効期間が3年（例：魚廃物加工肥料））を新たな原料（有効期間が6年（例：副産植物質肥料））に変更することにより、肥料の有効期間を6年に変更することは可能ですか。

（答）

既に登録している肥料について、有効期間が変わるような原料の変更はできません。

注：基本的に、肥料を登録した後に、有効期間が変わるような原料の変更はできません。ただし、今回のように、従来から使用してきた原料について、法令改正により有効期間が延長された場合は、それを原料として生産した肥料についても有効期間が延長されます。